



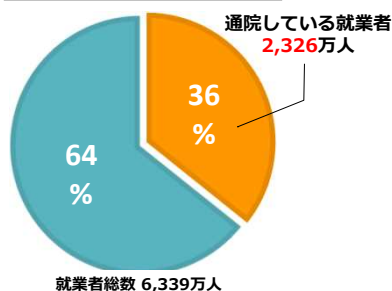
## 治療と仕事の両立支援を巡る状況②

### 【疾病を抱える労働者の状況】

- 日本の労働人口の多くが働きながら通院している。
- 定期健康診断の**有所見率は50%を超えており**、疾病リスクを抱える労働者は増加傾向。

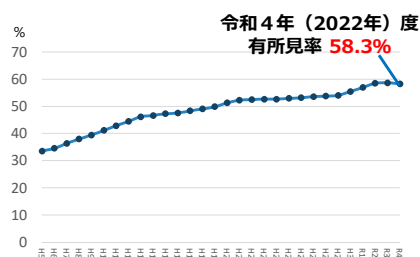


通院している就業者の割合



資料：厚生労働省「2022年国民生活基礎調査」

定期健康診断の有所見率の推移



資料：厚生労働省「業務上疾病発生状況等調査」

3

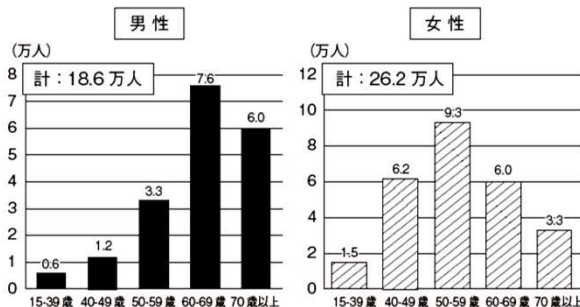
3

## 治療と仕事の両立支援を巡る状況③

### 【悪性新生物（がん）を抱える労働者の状況】

- 仕事をもちながらがんで通院している者の数は約45万人。

<仕事をもちながらがんで通院している者>



注: 1) 入院者は含まない。

2) 「仕事あり」とは、調査の前月に収入を伴う仕事を少しでもしたことを行い、被雇用者のほか、自営業主、家族従事者等を含む。

なお、無給で自家営業の手伝いをした場合や、育児休業や介護休業のため、一時的に仕事を休んでいる場合も「仕事あり」とする。

資料：厚生労働省「2019年国民生活基礎調査」を基に同省健康局にて特別集計したもの

4

4

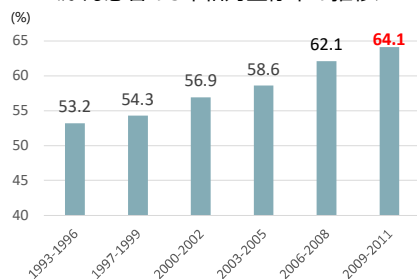
## 治療と仕事の両立支援を巡る状況④

### 【疾病を抱える労働者の就業可能性の向上】

- 治療技術の進歩により、かつては「不治の病」とされていた疾病の生存率が向上し、「長く付き合う病気」に変化。
- がんの入院患者数は減少傾向、外来患者は増加傾向。

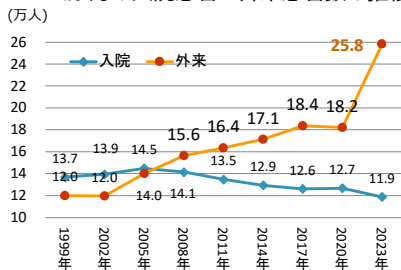
→ **病気 = 離職 とは限らなくなっている**

＜がん患者の5年相対生存率の推移＞



資料：地域がん登録に基づき、独立行政法人国立がん研究センターがん対策情報センターが集計

＜がんの入院患者・外来患者数の推移＞



資料：令和5年患者調査より作成  
(悪性新生物の入院患者・外来患者数)

5

5

## 治療と仕事の両立支援を巡る状況⑤

### 【疾病を抱える労働者の就業に関する課題】

- 疾病を抱える労働者の中には、仕事上の理由で適切な治療を受けることができない場合や、疾病に対する労働者自身の不十分な理解、職場の理解・支援不足により離職に至ってしまう場合もみられる。

【例①】糖尿病患者の8%が治療を中断しており、最も多い理由は「仕事（学業）のため、忙しいから」（平成25年厚生労働科学研究「患者データベースに基づく糖尿病の新規合併症マーカーの探索と均てん化に関する研究」）

【例②】その他の身体疾患において、連続1か月以上の療養を必要とする正社員が出た場合、「ほとんどが病気休職を申請せず退職する」又は「一部に病気休職を申請せず退職する者がいる」とした企業は15%で、正社員規模を50人未満に限ると20.7%  
(平成25年独立行政法人労働政策研究・研修機構「メンタルヘルス、私傷病などの治療と職業生活の両立支援に関する調査」)

【例③】過去3年間で病気休職制度を新規に利用した労働者の38%が復職せず退職  
(平成25年独立行政法人労働政策研究・研修機構「メンタルヘルス、私傷病などの治療と職業生活の両立支援に関する調査」)

### 【事業場における課題】

- 東京都の「がん患者の就労等に関する実態調査（平成31年）」によれば、がん罹患した従業員への対応について、「対応に苦慮したことはなかった」と回答した企業は18.5%にとどまり、無回答を除くと6割以上の企業が対応に苦慮。
- 苦慮した内容としては、「病気や治療に関する見通しが分からない（43.7%）」が最も多く、次いで「病状や副作用の具体的な就労への影響が分からなかった（23.2%）」。

6

6

## 治療を必要とする疾患を抱える 労働者の離職理由



出典：独立行政法人労働政策研究・研修機構 2024年「病気の治療と仕事の両立に関する実態調査（WEB患者調査）」より

7

7

## それぞれの立場からの両立支援の意義



### ◆ 労働者にとっての意義

疾病にかかったとしても、本人が希望する場合は、疾病を増悪させることがないように、適切な治療を受けながら、仕事を続けられる可能性が高まる。

### ◆ 事業者にとっての意義

労働者の健康確保という位置づけとともに、貴重な人材資源の喪失防止にもつながる。さらには、健康経営や多様な人材の活用を通じた労働者のモチベーションや生産性の向上、人材の定着、組織の社会的責任（CSR）の実現といった意義もあると考えられる。

### ◆ 医療関係者にとっての意義

仕事を理由とする治療の中断や、仕事の過度な負荷による疾病の増悪を防ぐことで、疾病の治療を効果的に進めることが可能となる。

### ◆ 社会にとっての意義

疾病を抱える労働者の方々も、それぞれの状況に応じた就業の機会を得ることが可能となり、全ての人が生きがい、働きがいを持って各々活躍できる社会の実現に寄与することが期待される。

8

8

## 働き方改革実行計画における病気の治療と仕事の両立

### (1) 会社の意識改革と受入れ体制の整備

- **企業トップ自らによる、働く人の健康の経営課題としての位置づけ**
- 会社向けの疾患別サポートマニュアルの作成と普及
- 傷病手当金の支給要件等について検討

※ 傷病手当金の支給期間は支給開始日を起算日として、これまで暦日通算で1年6か月であったところ、2022年1月1日より、支給日（休業期間）を通算して1年6か月に改正となった。

### (2) トライアングル型支援などの推進

- 「主治医」「会社・産業医」「両立支援コーディネーター」のトライアングル型のサポート体制の構築

9

9

## 健康経営認定制度

「健康経営」は、従業員などの健康管理を経営的な視点で考え、戦略的に実践すること。日本再興戦略、未来投資戦略に位置づけられた「国民の健康寿命の延伸」に関する経済産業省の取組の一つ。

企業理念に基づき、従業員などへの**健康投資**を行うことは、従業員の活力向上や、企業の労働生産性の向上等の組織の活性化をもたらし、結果的に業績向上や株価向上につながると期待される。

### 健康経営認定制度



健康経営銘柄2024（R6.3.11経済産業省公表）53社（前年 49社）

健康経営優良法人2024（R6.3.11経済産業省公表）

【大規模法人部門】2,988社（前年 2,676社）

\* 上位500社はホワイト500

【中小規模法人部門】16,733社（前年 14,012社）

\* 上位500社はブライト500



治療と仕事の両立支援を含め、労働者の健康管理は  
経営上の「コスト」ではなく、**戦略的な「投資」**

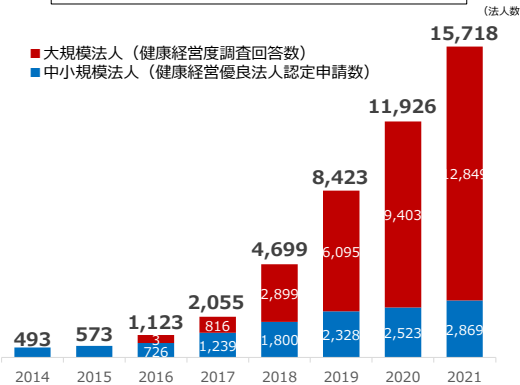
10

10

## 健康経営の取組の拡大

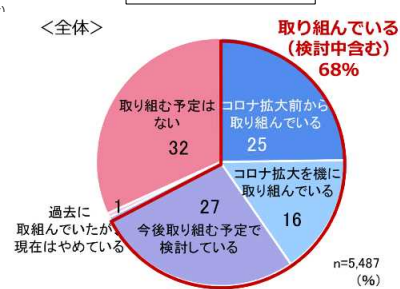
- 2021年度は、日経平均株価を構成する225社のうち84%が健康経営度調査に回答。
- また、健康経営優良法人に認定された法人で働く従業員数は770万人。（日本の被雇用者の13%）
- 健康経営を認知している企業の中で、健康経営に取り組んでいるまたは取組を検討している企業は68%

健康経営認定制度にエントリーしている法人数



資料：令和4年7月26日 健康・医療新産業協議会  
第6回健康投資WG資料2より抜粋

健康経営の取組状況



資料：大同生命株式会社 中小企業経営者アンケート  
大同生命サーベイ 2022年7月度調査レポート  
(2022年8月25日公表) 2022年7月1日～28日  
全国の企業経営者8215社に対する訪問 (又はZoom  
面談) 調査

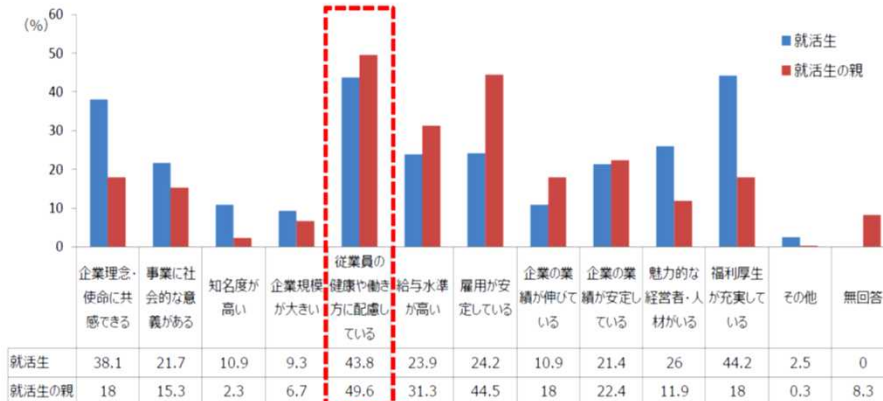
11

11

## 就活生やその親が就職先に望む勤務条件

- Q. (就活生) 将来、どのような企業に就職したいか。(3つまで)  
Q. (親) どのような企業に就職させたいか。(3つまで)

就活生のN数1,399、親のN数1,000における複数回答数を  
就活生、親それぞれで百分率にして比較



(出所) 経済産業省「平成28年度健康寿命延伸産業創出推進事業 (健康経営・健康投資普及推進等事業)」 25

資料：令和3年12月1日健康・医療新産業協議会第4回健康投資WG資料より引用

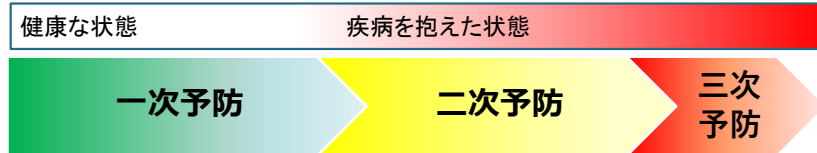
12

12

## 産業保健における治療と仕事の両立支援

○ 生活習慣病予防における予防医学（一次予防、二次予防、三次予防）の考え方

参考：介護予防マニュアル（改訂版平成24年3月）



【産業保健における健康管理の取組】



**治療と仕事の両立に取り組むためには  
産業保健における健康管理の一体的な取組が重要**

13

13

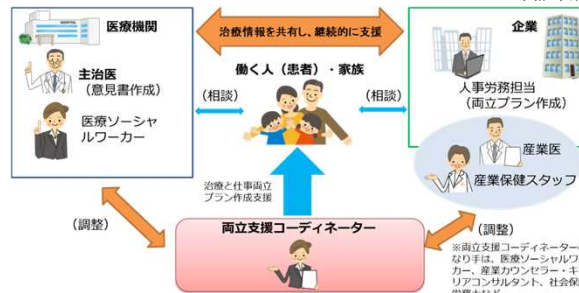
## トライアングルサポート体制の構築

○ 「主治医」「会社・産業医」「両立支援コーディネーター」のトライアングル型のサポート体制の構築を進めることで、全国の病院や職場で両立支援が可能となる社会を目指す。

【両立支援コーディネーター】

- ・ **役割**：主治医と企業の連携の中核となり、患者に寄り添いながら継続的に相談支援を行いつつ、個々の患者ごとの治療と仕事の両立に向けたプランの作成等を支援  
※関係者との調整を行うに当たっては、事業場に対して支援対象者の代理で交渉行為を行うものではない
- ・ **担い手**：医療機関の医療スタッフ、産業保健総合支援センター等の支援機関の支援者、企業の産業保健スタッフ等
- ・ **養成**：（独）労働者健康安全機構において両立支援コーディネーター基礎研修を実施

令和4年3月末時点で12,087人が修了



14

14

## 厚生労働省における治療と仕事の両立支援の取組

- 「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」  
(H28.2策定、H31.3改称、R6.3改訂)
- ガイドラインの参考資料「企業・医療機関連携マニュアル」(H30.3作成)
- 両立支援コーディネーター (H27養成開始、H29対象拡大)
- 診療報酬「療養・就労両立支援指導料」(H30新設)
- 地域における推進体制「地域両立支援推進チーム」(H29新設)
- 都道府県の産業保健総合支援センターに両立支援促進員配置 (H30～)
- 団体経由産業保健活動推進助成金 (今年度の受付は終了しました。)
- 広報事業 (シンポジウムの実施、ポータルサイトによる情報発信  
(取組事例の紹介) 等)
- 労働施策総合推進法の改正による両立支援の努力義務化  
(R7.6.11公布、R8.4.1施行予定)

疾患をもつ人が生きがいを感じながら働ける社会を目指す

15

15

## 労働施策総合推進法の改正要綱 (抜粋)

### 2. 治療と就業の両立支援対策

- ① 事業主は、疾病、負傷その他の理由により治療を受ける労働者について、就業によって疾病又は負傷の症状が増悪すること等を防止し、その治療と就業との両立を支援するため、当該労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならないものとする。 (第27条の3第1項関係)
- ② 厚生労働大臣は、①の措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を定め、これを公表するものとする。 (第27条の3第2項関係)
- ③ 2の指針は、労働安全衛生法第70条の2第1項に規定する指針と調和が保たれたものでなければならないものとする。 (第27条の3第3項関係)
- ④ 厚生労働大臣は、②の指針に従い、事業主又はその団体に対し、必要な指導、援助等を行うことができるものとする。 (第27条の3第3項関係)

今後、施行日までに政省令及び指針、関係通達が整備される予定。

16

16

## 治療と仕事の両立支援ガイドライン



治療と仕事の両立のために必要となる就業上の措置や治療に対する配慮が適切に行われるようにするための具体的な取組方法をまとめた、事業者向けのガイドライン（平成28年2月作成、最新改訂令和6年3月）

✓ **両立支援の対象者** ⇒ 雇用形態を問わず、**全ての労働者**

✓ **両立支援の対象疾患** ⇒ 反復継続して治療が必要な**全ての疾患**



治療しながら働く人を応援する情報ポータルサイト「**治療と仕事の両立支援ナビ**」において、事業者の方、支援を受ける方、医療機関・支援機関の方にとって役立つ、治療と仕事の両立支援に関する総合的な情報を発信しています（<https://chiryoutoshigoto.mhlw.go.jp/>）。

## ガイドラインの構成

◆ 治療と仕事の両立支援を巡る状況

◆ 両立支援を行うに当たっての留意事項

◆ 両立支援を行うための環境整備

◆ 両立支援の進め方

- ◆ 参考資料
- ① 勤務情報提供書
  - ② 主治医意見書
  - ③ 両立支援プラン/職場復帰支援プラン
  - ④ **治療と仕事の両立支援カード**※  
(※令和6年3月追加)
- ・ 支援制度・機関
  - ・ 疾患別留意事項

17

17

## 両立支援の取組の位置づけとガイドラインの対象

(ガイドライン 2頁)

### 事業者による両立支援の取組の位置づけ

治療が必要な疾病を抱える労働者が、業務によって疾病が増悪することがないように、治療と仕事の両立のために必要となる一定の就業上の措置や治療に対する配慮を行うことは、**労働者の健康確保対策**として位置づけられている。

※疾病に罹患していることを以て安易に就業禁止の判断をするのではなく、できるだけ配置転換等の措置を講じ、就業の機会を失わせないようにすることに留意が必要。

### ガイドラインの対象

#### 対象者

事業者、人事労務担当者、産業保健スタッフ（産業医、保健師、看護師等）、労働者（その家族）、医療機関関係者（医師、看護師、医療ソーシャルワーカー等）

#### 対象疾患

反復・継続して治療が必要な疾病（がん、脳卒中、心疾患、糖尿病、肝炎、難病等）  
※ 短期で治癒する疾患は対象としていない

#### 対象労働者

雇用形態に関わらず、全ての労働者。 ※ 正規・非正規などの別はない

18

18

## 事業場における両立支援を行うための環境整備

(ガイドライン 4～5頁)

### ■ 事業者による基本方針等の表明と労働者への周知

衛生委員会等において調査審議を行い、事業者としての基本方針や具体的な対応方法等の事業場内ルールを作成、労働者に周知

### ■ 研修等による両立支援に関する意識啓発

全ての労働者、管理職に対する研修等を通じた意識啓発

### ■ 相談窓口の明確化

労働者が安心して相談・申出を行える相談窓口と情報の取扱い等を明確化

### ■ 休暇・勤務制度の整備

通院・治療への配慮、通勤の負担軽減などのために導入を検討、導入

- ・ 休暇制度：時間単位有給休暇、病気休暇等
- ・ 勤務制度：時差出勤、短時間勤務等

我が社でも治療と仕事の両立支援に取り組みます！



19

19

## 治療と仕事の両立支援の進め方

個別の治療と仕事の両立支援の進め方

(ガイドライン 6～9頁)

### ① 労働者が事業者へ申出

- ・ 労働者から、主治医に対して、**勤務情報提供書を提供**
- ・ それを参考に主治医が、**症状、就業の可否、時短等の望ましい就業上の措置、配慮事項**について情報を提供 (**主治医意見書等**)
- ・ 労働者が、当該書面を事業者へ提出

### ② 事業者が産業医等の意見を聴取

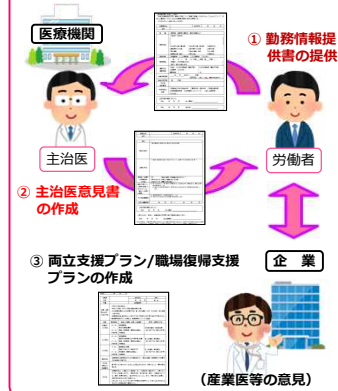
- ・ 事業者は、労働者から提出された**主治医からの情報を、産業医等に提供し、就業上の措置、治療に対する職場での配慮に関する意見を聴取** (産業医意見書等)

### ③ 事業者が就業上の措置等を決定・実施

- ・ 事業者は、主治医、産業医等の意見を勘案し、**労働者の意見も聴取した上で、就業の可否、就業上の措置** (作業の転換等)、治療に対する配慮 (通院時間の確保等) の内容を決定・実施

※ 休業を要さない場合は「**両立支援プラン**」、休業を要し職場復帰が可能となった場合は「**職場復帰支援プラン**」の策定が望ましい。

※ 両立支援の検討は、労働者からの申出から始まる



20

20

# 企業・医療機関連携マニュアル



- 企業と医療機関の連携によって、より適切な両立支援の実施が可能となる。
- 企業と医療機関が情報のやりとりを行う際の参考となるよう、ガイドライン掲載の様式例に沿って、その作成のポイントを示したもの。

※ がん、肝疾患、脳卒中、難病、糖尿病、心疾患の事例に関する様式記載例を掲載しています。

**企業・労働者本人**

**①勤務情報提供書**

勤務情報も主治医に送付する際の様式例

**主治医**

**②主治医意見書**

勤務状況や就業継続の可否等について主治医の意見を求める際の様式例  
(医師の意見書)

**企業・労働者本人**

**③両立支援プラン**

両立支援プラン「職場復帰支援プラン」の様式例

## 産業保健総合支援センターによる産業保健活動の支援

- 47都道府県に設置した産業保健総合支援センター（通称：さんぼセンター）において、中小企業等における産業保健活動の取組に対する支援を実施（メンタルヘルス対策、治療と仕事の両立支援等）

### 産業保健総合支援センター（さんぼセンター）

※47都道府県に設置

- 産業保健の専門家を配置し、以下の支援を実施
  - 事業者、人事労務担当者、産業医等の産業保健スタッフに対する専門的研修
  - 事業場への訪問支援（実地相談、健康教育等）
  - 関係者からの相談対応

### 両立支援に関する支援

- ① 治療と仕事の両立支援に関するセミナー、専門的研修を開催  
事業者に対する啓発セミナー、産業医、産業保健スタッフ、人事労務担当者に対する専門的研修を開催
- ② 両立支援に取り組む事業場への訪問指導  
専門家（両立支援促進員）が企業を訪問し、両立支援に関する制度導入や教育などについて、具体的な支援を実施
- ③ 関係者からの相談対応  
治療と仕事の両立支援に関する関係者からの相談に対応
- ④ 患者（労働者）と事業場との間の個別調整支援  
専門家（両立支援促進員）が、患者（労働者）の就労継続や職場復帰の支援に関する事業場との個別調整について支援

## 過去研究の成果物の紹介

### 企業で活用いただける成果物

#### ▶「中小企業経営者・人事担当者向け 治療を続けながら働くためのハンドブック」

- ・ 治療と仕事の両立支援について、支援の流れや配慮の考え方などを簡単にまとめたハンドブック。
- ・ 特に中小企業における支援の参考になるように、企業内にある既存の資源だけではなく、活用可能な企業外の資源（主治医や社会保険労務士、産業保健総合支援センター等）も掲載している。

平成29～31年労災疾病臨床研究「治療と就労の両立支援のための事業場内外の産業保健スタッフと医療機関の連携モデルとその活動評価指標の開発に関する研究」



#### ▶「会社の“治療と仕事の両立支援”チェック30」

- ・ 治療と仕事の両立支援の実践に向けて、自社の強みと改善すべき点を把握できるチェックリスト。
- ・ インターネット上の特設ページでは、全国平均との比較や、望まれる取組の例が確認できる。

平成29～31年労災疾病臨床研究「企業・産業保健スタッフ・医療機関の連携による両立支援システムの開発」



### 現在研究中の課題

- 令和2～4年労災疾病臨床研究「事業場において治療と仕事の両立を支援するための配慮とその決定プロセスに関する研究」
- 令和3～4年労災疾病臨床研究「治療と仕事の両立支援に関する情報基盤及び人材基盤の拡充に資する研究」
- 令和4年労働政策研究（要請）「病気の治療と仕事の両立に関する実態調査」
- 令和4～5年厚生労働科学研究「治療と仕事を両立する患者に対する継続的な支援の実態と方策の検討」

23

23

## 「地域両立支援推進チーム」による地域の取組の推進

### 各都道府県の労働局での取組

平成29年度～

各都道府県労働局に「地域両立支援推進チーム」を設置。

地域における関係者がネットワークを構築し、互いの取組の連携を図ることを目的に活動。

### チーム構成機関等

- 事務局：都道府県労働局
- 参画メンバー：
  - 使用者団体や労働組合の推薦者、地域の医療機関（がん診療連携拠点病院・労災病院）、都道府県、産業保健総合支援センター、その他支援機関（ハローワーク、社労士会等）等

### 協議内容（抜粋）

- 各構成員または各構成員の属する機関等の両立支援に係る取組状況の共有
- 両立支援を促進するための各機関等が連携した取組
- 各地域における取組事例の収集
- 各地域における企業向け・患者向けパンフレットの作成 他

24

24

病気で仕事を続けられるかお悩みの方へ

**治療**を受けながら

**働く**ことができます。

ち  
り  
よ  
う

し  
ご  
と

相談窓口は

お名前など自由に記載ください

治療と仕事の  
両立支援

事業場における治療と仕事の  
両立支援のためのガイドライン

詳しくは  
ガイドラインを  
ご覧ください。

ひと、くらし、みらいのために  
**厚生労働省**  
Ministry of Health, Labour and Welfare

治療 両立ナビ | 検索

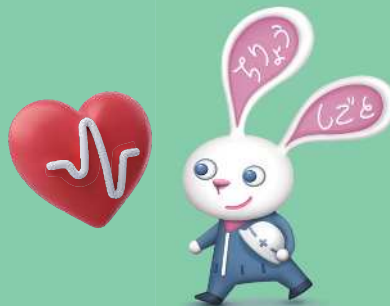
# 「治療」と「仕事」の両立に悩んだら

病気の治療は、体調の変化や薬の副作用、定期的な通院など、負担は少なくありません。

治療を受けながら働きたいけれど、誰にも相談できずに一人で悩んでいませんか？

## ＼まずはどこに相談すればいいですか？／

### 労働者（患者）



#### 今の状況や自分の気持ちを整理する

仕事や治療の状況から働きたい気持ちがまとまったら、どのような働き方をしたいか整理する

### 事業者



#### 会社に相談する

仕事をする上での不安・困りごとを相談する会社で活用できる制度（休暇、手当、勤務形態の変更等）について説明を受ける

### 医師



#### 病院に相談する

治療の内容や方針がわからない場合、会社への病状の説明の仕方に悩んだ場合は、主治医や患者相談窓口相談する



「働きたい」という気持ちが固まったら、**両立支援コーディネーター**と一緒にプランを立ててみましょう。

## お近くの相談窓口

「治療と仕事の両立支援ナビ」では、支援機関別、都道府県別に相談窓口を掲載しています。



各都道府県労働局でも相談内容に応じた地域の相談窓口を案内しています。お気軽にお問い合わせください。

全国の産業保健総合支援センター（さんぽセンター）では、産業保健の専門スタッフが、両立支援に関する相談を受け付けています。ぜひご利用ください。



## 治療と仕事の両立支援 ハンドブック



両立を始める前に考えるポイントや困った時の相談先、社内制度や活用できる支援制度など、「治療と仕事の両立」を進める時に必要な情報を掲載しています。





# 「治療を続けながら働く人を 応援する事業者の皆様へ」

治療と仕事の両立に向けて、オール京都で応援します。

## 両立支援はなぜ必要？

### ① 疾病を抱える労働者の状況

- ・ 日本の労働人口の約3人に1人が働きながら通院しています。
- ・ 一般定期健康診断の有所見率は50%を超えており、疾病リスクを抱える労働者は増加傾向にあります。
- ・ 治療と仕事を両立できるような取組がある事業所の割合は約4割。

### ② 疾病を抱える労働者の就業可能性の向上

- ・ 治療技術の進歩により、かつては「不治の病」とされていた疾病の生存率が向上し、「長く付き合う病気」に変化しつつあります。
- ・ 病気＝離職とは限らなくなっています。

### ③ 病気になった人も仕事を続けたい！

- ・ 仕事をもちながらがんで通院している労働者の数は約45万人。
- ・ 生計を維持するためや、治療費のためはもちろんですが、自分の仕事に期待してくれる人々がいることは、病気と闘う励みになり、生きがいになります。

社員が病気になってしまったが、無理なく働き続けてもらうためには、どうしたら良いのだろうか？  
辞められたら困る！



## 両立支援は、事業者・働く人ともにメリット！

### 事業者（会社）のメリット

- ・ 貴重な人材資源の喪失が防げる
- ・ 継続的な人材の確保、人材の定着
- ・ 労働者のモチベーション・帰属意識の向上による労働生産性の維持・向上
- ・ 健康経営の実現、充実した福利厚生制度のPR
- ・ 多様な人材の活用



### 安心して働ける職場・企業の成長へ

### 働く人のメリット

- ・ 治療に関する配慮が受けられ、病気の悪化が防げる
- ・ 治療を受けながら仕事が続けられる
- ・ 継続して収入が得られる
- ・ 仕事による社会貢献や自己実現
- ・ 仕事に対するモチベーションの向上、安心感



## 京都府地域両立支援推進チーム

両立支援の取組の連携を図り、病気を抱える労働者が活躍できる環境を整備することを目的として、京都府内の両立支援を推進する関係者（国・京都府・京都市・医療機関・関係労使団体等）で構成するチームです。

（事務局：厚生労働省 京都労働局労働基準部 健康安全課）

# 治療と仕事の両立支援 京都府内の相談先一覧

## 職場の休暇制度等、労働条件を整備したい

※ 平日：月～金曜日  
※ 年末年始・祝祭日を除く

名称	所在地	電話	【利用日・時間】※
京都労働局総合労働相談コーナー	京都市中京区金吹町451番地	075-241-3221	平日 8時30分～17時15分
京都府労働相談所	京都市南区新町通九条下ル 京都テルサ内	0120-786-604 075-661-3253	月～土 9時～13時 14時～21時（土曜は17時）
京都府社会保険労務士会	京都市上京区弁財天町332	075-417-1881	（予約制） 水曜 10時～16時

## 労働者が働き続けながら治療を続けられる制度を導入したい

名称	所在地	電話	【利用日・時間】※
（両立支援・助成金についての相談） 京都産業保健総合支援センター	京都市中京区梅屋町361-1 アーバネックス御池ビル 東館5階	075-212-2600	（予約受付） 平日 9時～16時
（助成金についての相談）独立行政法人労働者健康安全機構 ※労働者健康安全機構のホームページで「団体経由産業保健活動推進助成金」をご確認ください。		（ナビダイヤル） 0570-783046	平日 9時～16時 13時～18時

## 団体経由産業保健活動推進助成金のご案内

（独）労働者健康安全機構が、産業保健活動総合支援事業費補助金の一部で行う助成金の制度です。

**助成対象** 商工会等の事業主団体等や労災保険の特別加入団体（労働保険事務組合等）

**助成対象事業** 傘下の中小企業等や個人事業主に対して行う、産業保健サービスの提供事業

（医師、保健師、看護師、社会保険労務士、両立支援コーディネーター等による支援等）

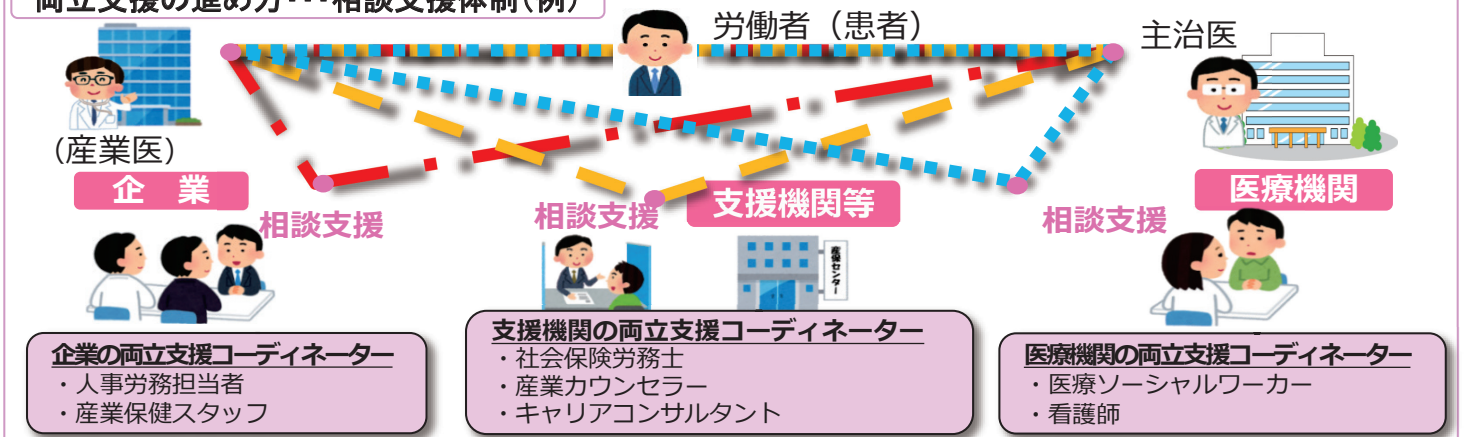
**助成額** 年度・申請時期で異なります。



### 助成金の流れ



### 両立支援の進め方…相談支援体制(例)



# 「治療を受けながら働き続けることに不安を持っていませんか？」



治療と仕事の両立に向けて、オール京都で応援します。  
**(両立支援の検討は、労働者の申出から始まります)**

病気の治療を受けながら仕事をしている方は、労働人口の約3人に1人。長期の治療が必要と診断されても、

- ・ 治療技術の進歩により「不治の病」は「長く付き合う病気」に！
- ・ 仕事をしながら治療を続けることが可能な時代に！

なりました。しかし病気を理由に仕事を辞める方が、がんの場合約3人に1人もいます。**仕事を辞めるかどうか一人で悩んで離職してしまう前に、まず相談してみませんか？**

疾病を抱える労働者の約8割が、治療開始後も働き続けています。

がん、脳卒中、心臓疾患、糖尿病、肝疾患、高次脳機能障害、難病、若年性認知症など、疾患を抱える方の治療と仕事の両立サポートを行っています。



**相談先は裏面**  
**(相談は無料です。)**

**患者さんの声 (胃がん)**

復職の際、毎日の食事を6回に分けて取らなければならないことを心配していましたが、休憩時間を分けて取得させてもらうことができました。

**患者さんの声 (脳血管疾患)**

治療やリハビリのために1年半休職しました。復職の際は、1日数時間の勤務から始め、数週間後には半日勤務と徐々に勤務時間を長くしてもらうことができました。

**患者さんの声 (糖尿病)**

要治療と診断された頃、仕事が忙しく、自覚症状もなかったので通院していませんでしたが、産業医に相談したところ定期的な通院を指示され、職場の配慮で通院が可能となりました。

**京都府地域両立支援推進チーム**

両立支援の取組の連携を図り、病気を抱える労働者が活躍できる環境を整備することを目的として、京都府内の両立支援を推進する関係者（国・京都府・京都市・医療機関・関係労使団体等）で構成するチームです。  
(事務局：厚生労働省 京都労働局労働基準部 健康安全課)

# 治療と仕事の両立支援 京都府内の相談先一覧

※ 平日：月～金曜日  
 ※ 年末年始・祝祭日を除く

## 相談先 A



### 職場の休暇制度等、労働条件について相談したい

～有給休暇・休職・勤務時間・傷病手当金・高額療養費払い戻し等について相談したい～

名称	所在地	相談(予約)電話	【利用日・時間】※
京都労働局総合労働相談コーナー	京都市中京区金吹町451番地	075-241-3221	平日 8時30分～17時15分
京都府労働相談所(労働相談)	京都市南区新町通九条下ル 京都テルサ内	0120-786-604 075-661-3253	月～土 9時～13時 14時～21時(土曜は17時)
全国健康保険協会(協会けんぽ) 京都支部(傷病手当金・高額療養費)	京都市下京区麩屋町通四条西入立売 東町28-2 大和証券京都ビル	075-256-8630	平日 8時30分～17時15分
連合京都(労働相談)	京都市中京区壬生仙念町30-2	0120-154-052	平日 9時～17時30分
京都総評(労働相談)	京都市中京区壬生仙念町30-2	0120-378-060	平日 10時～18時
京都府社会保険労務士会(労働相談)	京都市上京区弁財天町332	075-417-1881	水曜 10時～16時(予約制)

## 相談先 B

### 治療を続けながら働き続けるための相談をしたい

名称	所在地	相談(予約)電話	【利用日・時間】※
京都産業保健総合支援センター	京都市中京区梅屋町361-1 アーハネックス御池ビル 東館5階	075-212-2600	(予約受付) 平日 9時～16時
(がん) NPO法人京都ワーキング・サバイバー	京都市南区唐橋羅城門町38 マム・スクエア内	<a href="http://www.kyoto-working.com">http://www.kyoto-working.com</a>	
(がんその他疾病一般) 日本キャリア開発協会	東京都中央区日本橋蛸殻町2-14-5	<a href="https://www.j-cda.jp/about/hatarakikata/counseling.php">https://www.j-cda.jp/about/hatarakikata/counseling.php</a>	

## 相談先 C

### 療養生活上の悩みや不安について相談したい(疾病別)

～病気・症状についてだけでなく、なんでもご相談ください～

名称	所在地	相談(予約)電話	【利用日・時間】※
(がん) 京都府がん総合相談支援センター	京都市南区東九条下殿田町43 メルクリオ京都2階201号室	0120-078-394	平日 9時～12時 13時～16時
(がん) 京都大学医学部附属病院 がん相談支援センター	京都市左京区聖護院川原町54	075-366-7505	平日 9時～12時 13時30分～16時
(がん) 京都府立医科大学附属病院 がん相談支援センター	京都市上京区梶井町465	075-251-5283	平日 9時～12時 13時～16時
(若年性認知症) 京都府こころのケアセンター 若年性 認知症支援チーム(おれんじブリッジ)	宇治市五ヶ庄広岡谷2 京都府立洛南病院内	0774-32-5885	平日 9時～12時 13時～15時
(高次脳機能障害) 京都府リハビリテーション支援センター	京都市上京区梶井町465 京都府立医科大学内	075-221-2611	平日 9時～12時 13時～17時
(高次脳機能障害…北部) 京都府北部リハビリテーション支援センター	舞鶴市字倉谷1350-23 京都府中丹東保健所内	0773-75-7556	月・木 9時～12時 13時～17時
(高次脳機能障害…京都市民) 京都市高次脳機能障害者支援センター	京都市中京区壬生東高田町1番地の 20 COCO・てらす	075-925-6256	平日 8時30分～12時 13時～17時
(難病) 京都難病相談・支援センター	京都市上京区下立売通新町西入 藪ノ内町 京都府庁内	075-414-7830	(予約制) 平日 9時～12時、13時～16時
(こころの健康相談…京都市民を除く) 京都府精神保健福祉総合センター	京都市伏見区竹田流池町120	075-645-5155	平日 9時～12時 13時～16時
(こころの健康相談…京都市民) 京都市こころの健康増進センター	京都市中京区壬生東高田町1番地の 20 COCO・てらす	075-314-0874	平日 9時～12時 13時～16時
(心疾患・脳卒中) 京都府立医科大学附属病院 循環器病 総合支援センター・脳卒中相談窓口	京都市上京区梶井町465	075-251-5824	平日 9時～12時 13時～16時